

論文題目 環境活動拠点の運営と計画に関する研究

この論文は、1990年代以降に相次いで建設されたリサイクル啓蒙普及施設、あるいは環境学習施設と呼ばれる施設が、住民参加を運営母体へ積極的に進めている状況に着目して、その施設計画との関係が見られる事例の分析を通して、建築計画的な知見を得ることを目的としている。

本論文は、序論と結論を含む9章より構成される。

第1章では、序論として研究の目的・背景・方法・既往研究分析を行っている。すなわち、環境活動拠点の定義、その意味と範囲を明らかにして研究の目的を述べ、次に研究の背景として運営母体への住民参加と施設計画との関係、施設計画とコミュニティ特性の分析での視点等を述べて、研究方法をも提示している。最後に住民参加に関する既往研究の考察を行っている。

第2章では、1次調査として、1都3県のリサイクル啓蒙普及施設、環境学習施設30事例の基本的特性と機能と位置づけを整理し、施設に関する基礎的な分析(ビルディングタイプ分析)を行なっている。機能複合化の視点から施設を①リサイクルプラザ内施設、②単独施設、③複合施設、④その他施設の4つに分類し、機能の共通性と相違点を明らかにしている。結果として、生活に密着したリサイクル等をテーマとしていることによって、今日的な意味での地域のコミュニティのニーズが生まれ、地域のコミュニティのニーズと環境保全というテーマをどのように同居させるかという課題の解決策がこの種の施設を特徴づけていることを述べている。

第3章では、住民参加の基礎的分析として、各事例における施設運営方法につき、運営母体への住民参加の視点からモデル化を行なっている。複合機能毎に参加状況を見ることによって施設間相違が明らかになるように分析を進めている。施設全体を①自治体直営型、②ボランティア参加型、③団体委託型に3分類し、さらに啓発事業、リサイクルショップ、家具展・販売の各機能と住民参加の有無に細分類し、30施設を12の類型に分けて共通性と相違性を論じている。

第4章では、3章で明らかにした運営類型毎に、どのような活動特性を持っているかを明らかにするため、活動内容と施設活用方法の分析を行なっている。実施事業数と事業実施場所を軸にして、①直営集客型、②直営+住民参加集客型、③住民参加集客型、④直営拠点型、⑤住民参加拠点型の5つに、

運営方法の違いが明確になるように類型化し、各々の事業特性を解説している。

第5章では、3章に述べた運営類型のもう一つの視点として、組織化プロセスについて検証している。①設計プロセスと住民組織化プロセスの関連性、②運営類型と活動類型の成立背景、の2点をこの検証により明らかにし、コミュニティ特性と施設計画との関係性について考察を行なっている。また運営への住民参加の影響要因として、施設を開設した自治体の人口規模・人口密度と運営形態の関係を検証し、大規模国内調査を行う基本的課題認識を明らかにしている。

第6章では、市民参加による運営が啓発活動にどのような影響を及ぼすのか、さらに施設利用の方法にどのような特性が現われるのかについて、3つの定点観測調査により明らかにしている。①プランニングと利用者行為特性、②利用者行為特性とコミュニティ特性、③複合施設特性という3つの視点から調査を行い、複合化における特性と留意点の分析、事例を通してコミュニティ類型別の計画特性の抽出、複合施設の複合化によるメリットの評価を行なっている。

第7章では、2～5章の考察を踏まえ、全国のリサイクル啓蒙普及施設、環境学習施設の設置状況、施設特性を明らかにしている。調査の結果、リサイクルプラザ内施設類型の事例が多く見られたため、特にこの事例について1章の補足研究として体系的な分析を行っている。

第8章では、住民参加の影響要因を自治体の規模の差に注目して検証を行なっている。自治体直営型は人口密度の低い分布、ボランティア参加型は自治体人口分布と同じ分布を示し、団体委託型の分布は、東京特別区を中心とした市・区部と小規模市町とに2極化が見られることを検証している。新たな事例の検証を通して、住民団体への委託は、住民の集積と強い独自裁量権を持つ東京特別区・近隣市区と共に、意思決定と責任が見える機動性の高い小規模自治体にも採用されていることを発見している。また小規模自治体にも大規模自治体と同様に複数のコミュニティ特性の存在を確認している。

第9章では、各章の成果の概要をまとめ、改めて研究の意味を明らかにしている。また、本論文の限界と今後の課題を示して、結論としている。

以上のように、本論文はリサイクル啓蒙普及施設、環境学習施設と呼ばれる新しいビルディングタイプの実態調査・観察と分析考察を通して基本的な知見を示し、建築計画学の発展に大きな寄与したものである。

よって本論文は博士（工学）の学位請求論文として合格と認められる。